

青森法政論叢 第20号

2019年8月31日発行

〈書評〉

Emmerich Tálos, unter Mitarbeit von Florian Wenninger,
Das austrofaschistische Österreich 1933-1938, 2017, 189S.

村松 惠二

青森法学会

〈書評〉

Emmerich Tálos, unter Mitarbeit von Florian Wenninger,
Das austrofaschistische Österreich 1933-1938, 2017, 189S.

村松 恵二

1. はじめに

著者エンマリッヒ・タロシュは、2013年に、これまでのオーストリア・ファシズム研究を集大成する形で600頁を超える浩瀚な著作を刊行した⁽¹⁾。本書評の対象となっている著作（以下「原著」と略記）は、この大著をもとにした、オーストリア・ファシズムについてのいわば啓蒙書である。「1933年から1938年にかけての支配体制の中心的側面を広範な読者層に伝えること」(S.2) を目的として、表現もなるべく専門用語を排した形でまとめられている。

原著は、以下のように章立てがなされている。

第1章「オーストリア・ファシズムの発展過程」

第2章「オーストリア・ファシズムの支配システムの輪郭」

第3章「政治領域と、利害によって決定された政策形成」

第4章「雰囲気—政治的定着—政治的態度」

第5章「近隣ファシズム国との関係：対外的な関係のもたらした多様な影響」

第6章「結び：1933年から1938年にかけての支配体制の定着とその性格規定」

以下では、オーストリア・ファシズムの特徴を理解するために必要ないくつかの論点を中心に、本書の内容を紹介・検討し、最後

に、1933年から1938年にかけてのオーストリアの支配体制をファシズムと概念規定することの是非についてまとめよう。

2. 1933年か1934年か

評者は、以前、著者のオーストリア・ファシズム論を翻訳紹介したことがある。それが『オーストリア・ファシズム——1934年から1938年までの支配体制』（1996年、未来社、以下では「邦訳書」と略記）である。著者は、この時点では、1934年から1938年までのオーストリアの政治システムを、「オーストリア・ファシズム」と理解していた。しかし、2005年以降、著者は、1933年を「オーストリア・ファシズム」に含めた叙述を行なっている。近年のオーストリアでは、これが一般的になってきている。

原著においては、著者は、1933年3月に議会が廃止された過程を「まさしく教科書的な上からのクーデター」(S.17) として把握し、ファッショ化への決定的な一歩と考えている。オーストリア・ファシズムの形成過程が、「1933年3月4日から始まり……1934年5月はじめの新憲法公布によって完結した」(S.19) と理解しているのである。

このファッショ化への決定的一歩を決意させた直接のきっかけは、1932年における経済的危機と政治的危機の同時発生だった。経済的には、クレジットアンシュタルト銀行の破綻に始まる経済全般の破綻状況があった。政

治的には、1932年に実施された一連の地方選挙において、キリスト教社会党や大ドイツ人民党が大幅に議席を失い、オーストリア・ナチスが躍進していた。国民議会選挙が実施されれば、キリスト教社会党の敗北は必至という状況になっていたのである (S.13)。キリスト教社会党を中心とする支配層は、この危機をのり切るために、1933年3月に議会制民主主義を廃止し、「権威主義的に」統治する道を選択した。1917年制定の戦争経済授權法にもとづいて、集会と行進の禁止、報道の制限などの措置がとられた。さらに、1933年には強制収容所が設置され、死刑制度が導入された。これらの措置が、ドイツにおけるヒトラーの権力掌握の過程を横目に見つつ、次々と導入されていったのである。

3. 郷土防衛運動の敗北

オーストリアでは、一方では、オーストリア・ナチスが存在し、他方では、郷土防衛運動 Heimwehr という独特のファッション運動が⁽²⁾、ムッソリーニの支援を受けつつ、オーストリア・ナチスに対抗していた。郷土防衛運動は、もともと、第一次世界大戦終了直後に、とりわけ西部および南部諸州において、地域の実情に応じて形成された準軍事的な組織であった。西部では自警団的な組織として、南部では、ユーゴスラビア軍の侵入を撃退するための武装組織として形成されていた。地域ごとに社会的基盤も異なっていたが、地域の支配層と結びつき、その支援を受けていたために、その発生段階から地域ごとの独立性が高く、統一的な行動が困難であった。

郷土防衛運動は、1933年末の時点で、約4万人から5万人の動員勢力を持っていた。サン・ジェルマン条約によって連邦軍が3万人以下に制限されていたために、治安維持勢力としては連邦軍を超える動員力を持つ武装勢力であった (S.71)。また、ムッソリーニから武器と資金の援助を受けていたために、イ

タリアの支援を期待する政府にとって、無視できない勢力であった。ドルフス政権においては、キリスト教社会党の重要な連立相手であったし、「祖国戦線」においても重要な役割をはたしていたのである (S.71)。

しかし、1936年夏以降、新憲法にもとづく政治システムがそれなりに安定すると、もはや郷土防衛運動のもつ武力は必要でなくなった。イタリアではなく、ドイツへの接近によって危機を乗り切ろうとするシュシュニク首相にとって、郷土防衛運動が、むしろ政策遂行を困難にする要因となったのである (S.33)。シュシュニクは、1936年10月には、郷土防衛運動をはじめ、自らが創立した「オストマルク突撃隊」を含めて、すべての武装団体を解散させ、その代わりに、連邦軍の命令に服する武装組織として「戦線民兵」を組織した。1936年11月、最終的に郷土防衛運動を閣外に排除し、「戦線民兵」の指導者 L・ヒュルゲルトを副首相に任命したのである (S.152)。

4. 内側からの合邦

他方、オーストリア・ナチスは、1932年の地方選挙において大躍進を遂げ、国民議会選挙が実施されるなら、ナチスの躍進が必至と推測されるほど勢力を拡大していた。勢力拡大の最終的帰結が「独塊合邦」であった。この合邦へのプロセスを、著者は「内側からの合邦」という概念によって、オーストリア自身がこれを求めていたという側面に焦点を当てた分析を行なっている (S.36ff.)。

「外からの合邦」とは、もちろん、1938年3月に発生したナチ・ドイツによるオーストリアの占領のことである。この占領を根拠に、オーストリアはナチズムの犠牲者だという理解が国際的に承認されることになった (モスクワ声明)。そしてこの物語 (いわゆる「犠牲神話」) に寄りかかったまま、オーストリアは、長期にわたり、オーストリア自身の

戦争責任を不問に付してきたのである。

しかし、1986年の大統領選挙が、この犠牲神話を疑問視するきっかけとなった。候補となった元国連事務総長ワルトハイムの、元ナチ親衛隊将校としての行為が問題とされた。最終的には大統領選挙ではワルトハイムが勝利したが、その後、〈ナチ・ドイツの行為に対するオーストリアの責任〉が議論され、犠牲神話は徐々にその力を失ってきたのである。こうした流れの中で、むしろ、オーストリア自身が合邦を求めているという側面に焦点が当てられることとなり、「内側からの合邦」がクローズアップされることになったのである。

著者によれば、オーストリア・ナチスに対する政府の方針は、「飴と鞭を組み合わせること」(S.38)にあった。一方では、穏健なナチ・シンパ（政府の言葉では「強固なナショナル派」）には共同の機会を提供し、自己の陣営に取り込もうとした。他方では、ナチ禁止法にもとづいて、非合法活動の取り締まりを強化した。これによって、ナチ・シンパを自己の陣営に組み込み、オーストリア・ナチスを孤立させようとしたのである。しかし、著者によれば、「この戦略は完全に失敗した」(S.38)

ドルフスは、ムツソリーニに強く依存していたが、シュシュニクは、1935年10月のエチオピア侵略によって国際的孤立に陥ったイタリアから離れ、徐々にドイツに接近する路線へと舵を切りつつあった。その重要な帰結が、1936年の七月協定であった。七月協定において、シュシュニクはヒトラーに大幅に譲歩した。ドイツの利益に沿うよう外交を展開すること、オーストリア・ナチスの活動禁止措置を撤廃すること、ナチ党と近い立場に立つナショナル派を政府に受け入れること、を約束した。とりわけ、投獄されていたナチ黨員に対する恩赦が大きな意味を持った。この協定をきっかけに、権力掌握に向けたオース

トリア・ナチスの活動はいっそう激しさを増し、オーストリア国内での合邦を求める動きが大きくなっていったのである (S.37ff.)。

1938年3月9日、シュシュニクは、突然、3月13日に、オーストリアの独立についての国民投票を実施すると宣言し最後の抵抗を示した。ドイツ政府は、オーストリア・ファシズムの新たな正当化根拠が生じることを恐れ、漸進的浸透路線を捨て、軍事力による直接的介入（占領）を選択したのである (S.39)。

5. 身分制国家のイデオロギー

オーストリア・ファシズムの独自性の一つは、それが、「身分制国家」を自称していたことである。第一次世界大戦後の混乱の中で、オトマル・シュパンやヨハネス・メスナーをはじめ、多くの思想家が「身分制国家」あるいは「職能身分制秩序」を論じていた。決定的な役割をはたしたのは、1931年5月に公布されたローマ教皇回勅『クアドラゼジモ・アンノ』であった。そこでは、階級対立の緩和のための社会単位として、身分（職能身分）という概念が議論の中心にすえられていたのである。

しかし、著者によれば、身分制的構造は、その準備段階から、すでに国家による権威主義的な干渉と制限をうけていた。政府にとっては、支配システムを安定させることが第一だったのであり、できあがったシステムは身分制国家とはまったく別のものであった。最も重要な、職能身分〔利益団体〕の自治は、まったく実現しなかった (S.57ff.)。政府は、「徹底して権威主義的に、はっきりと企業家に有利になるよう、労使関係に介入することを正当化するために」(S.58)、回勅を引き合いに出したにすぎない。これが、著者の結論である。

6. カトリック教会とオーストリア・ファシズム

オーストリア・ファシズムの特徴の一つは、カトリック教会から強い支持を得ていたことである。当時オーストリアでは、人口の9割が形式的にはカトリック教会に所属していた。教会からの支持は統治の安定という点で重要な意義を持っていたのである。以下、著者の主張の要点をまとめよう。

著者によれば、1933年から1934年にかけて、カトリック教会の態度はドラスチックに変化した。著者は、新体制に対するカトリック教会の関係を、「極度の接近」という言葉で表現する。両者は、もともと、反議会主義、反マルクス主義、反ユダヤ主義、反近代主義などの精神的態度を共有していたが、オーストリア・ファシズムの形成過程において、相互に利益を手に入れ、利益を与えあったのだ、これが著者の総括的評価である（S.79）。

実際、オーストリア司教団は、さまざまな機会に、ドルフス政権を支援する行動や発言を行なった。たとえば、聖職者たちが政治的な役職や議員職を辞することによって、政党システムの廃止に決定的な貢献をした。また、1934年2月の労働者の蜂起を政府が情け容赦なく弾圧したことを支持し、1936年の七月協定にも賛意を表明したのである（S.80）。

カトリック教会は、1918年の革命において、従来の特権的な立場を失ったために、戦間期を通じて失地回復の志向が強く、いわば第二の「反対宗教改革」として、ドルフスを中心としたオーストリア・ファシズム形成の動きに同調したのである。とりわけ、文化運動や労働者文庫、映画業界などから社会民主党の影響を取り除くことを強く希望していた（S.81）。また、バチカンもオーストリア・ファシズム政府の行動に繰り返し謝意を表明し、オーストリア司教団と同様、二月蜂起を情け容赦なく弾圧した政府を正当化させたのである（S.82）。

これに対して、政府もさまざまな返礼を贈った。たとえば、議会廃止の直後、学校において児童が宗教教育への参加を強制されることを禁じたいわゆる「グレッケル指令」（1919年）を廃止して、教会からの支持に応答した（S.82f.）。両者の一致した利害は、1933年6月にローマで署名された政教条約において結実し、カトリック教会はさまざまな特権を回復した。教会での結婚が法的拘束力を持つことが認められ、カトリック教会の祭日が国家の祭日として承認され、聖職者は国家から俸給を支払われ、宗教活動の自由が認められたこと、などである（S.83f.）。この政教条約は、1934年の五月憲法の公布とともに憲法に組み込まれ、法制的に確定された。

7. 唯一の政治組織としての祖国戦線

祖国戦線 Vaterländische Front は、国民議会が廃止された2ヶ月後、1933年5月に、唯一許された政治組織として創設された。当初は、議会制民主主義と社会主義に反対し、ナチスとも一線を画す諸勢力の受け皿として機能した（S.61）。1934年制定の祖国戦線法第2条によれば、その目的は、「自立的で、キリスト教的、ドイツ的、職能身分制的に編成された連邦国家オーストリアの大地の上に立つ」すべての国家市民を政治的に統合することであった。その会員数は、1936年4月時点で210万人を数え、1938年3月時点では330万人に増加した。オーストリアの人口のほぼ半数が祖国戦線の会員になっていたのである（S.63）。

祖国戦線は、しばしば、ドイツのナチ党、イタリアのファシスト党と比較され、それらと共通の外見的特徴（指導者崇拜、権威主義原理、鉤十字に範をとったエルサレム十字）を持っていたが、自主的な大衆組織ではなく、官製の政治組織であった。そのために、1933年から1938年にかけてのオーストリアの支配体制をファシズムと呼ぶことを躊躇させ

る要因としてあげられてきた。著者の判断では、唯一の政党組織としては、ドイツのナチ党より、むしろ、徐々に官僚制化していったイタリアのファシスト党に類似しているという (S.61)。しかし、両者には違いがあった。「祖国戦線は、政治的激変の結果であり、ファシスト党はその原動力だったのである」 (S.166)。

8. 反ユダヤ主義

原著においては、邦訳書では触れられることの少なかったオーストリア・ファシズムにおける反ユダヤ主義について、重要な指摘がなされている (S.132ff.)。著者は、オーストリア・ファシズムにおける反ユダヤ主義には、公式非公式の二側面があったことを指摘する。すなわち、政府は、公式にはユダヤ人を直接攻撃することはなかった。ユダヤ人も祖国戦線に加入することができたし、実際に加入したユダヤ人も存在した。しかし彼らは、祖国戦線の中で歓迎はされなかった、という (S.133)。一方で、祖国に忠実な市民が、その信仰あるいは出自のゆえに政治的権利を侵害されることがあってはならないと表明されてはいた。しかし他方では、キリスト教的ドイツ国家の思想を持つもののみが、真価を發揮できるように配慮されるべきだ、と主張されていたのである (S.134)。

オーストリア・ファシズムにおいては、ナチズムとの対抗が強く意識されていたために、公式には、ナチズムの攻撃的な人種主義的反ユダヤ主義とは一線が画されていた。著者によれば、それは、主として、オーストリアをよりました体制として国際的に認知させることを狙ったものであった。実際には、1933年から1938年にかけて、オーストリアにおいても、反ユダヤ主義が、政治的、経済的、社会的日常生活の本質的構成要素だったのである (S.137)。

9. 概念規定の問題

原著の結論部分で、著者は、1933年から1938年にかけてのオーストリアの支配体制の性格規定をする。全体として、当時のイタリアとドイツの支配システムをファシズムの二つの原型と規定した上で、オーストリアの支配システムは、ナチ・ドイツよりイタリア・ファシズムと共通する要素が多いことを指摘しつつ、当時のオーストリアを「ファシズムの一変種」として規定するという方法をとっている。

諸ファシズムに共通する特徴については、次のように指摘する (S.159)。すなわち、支配の方法としては、「階層制的意志決定構造、指導者原理、国家の暴力装置を道具として利用すること、暴力の投入と政敵弾圧」。そのイデオロギーとしては、「反議会主義、反マルクス主義、階級闘争の排除 (資本主義的な所有・生産・分配の諸条件はそのまま存続)、人種差別、男性中心主義 (男性の優位)」。加えて、ファシズム体制の本質的指標として、「大衆政党 (単一政党) と大衆基盤の存在、および住民の動員」 (S.159) をあげている。さらに、「とりわけ、政治と社会をすみずみまで徹底的に変革しようとする強い意志」と、「彼らの政策の内容が、政治的社会的な担い手集団の利害にあわせられていた」 (S.160) ことを指摘するのである。

ところで、著者は、邦訳書の日本語版へのまえがきにおいて、1933/34年から1938年にかけてのオーストリアの支配体制は、ファシズムの原型 (イタリアとドイツ) と「権威主義体制」の中間に位置していると述べていた (2頁)。しかし、2017年刊行の原著においては、1933年から1938年にかけてのオーストリアの支配体制を「権威主義体制」とする規定には、それを「独裁」とする規定に対してと同様に、はっきり批判的である。この間の研

究からえた「オーストリア・ファシズム」という規定についての強い自信をうかがうことができる。

著者によれば、「独裁」という概念は、一般的には、「国家の権力資源が、ある人物、ある集団、ある政党ないし階級の手握られ、権力が無制限に行使されている支配システム」(S.171)として理解されている。その特徴として、政敵の抑圧、既存の政党の活動禁止、政治的社会的多元性の排除、自由選挙の廃止、報道の自由の制限、テロルの行使、権力分立の排除、などを数え上げている(S.171)。そして、著者は、「独裁概念は、本質的には、支配の制度的、構造的次元しか考慮に入れていない」(S.171)ことから、1933年から1938年にかけてのオーストリアの支配体制を把握する概念としてふさわしくないと批判するのである。

他方では、「権威主義体制」概念による把握にも批判的である。著者は、権威主義体制概念の内容を、①政治的多元主義が制限されていること、②包括的に形成されたイデオロギーが欠けていること、③住民を動員しようとしないうこと、④政治的社会的アクターたちの行動が国家指導部の許容範囲にとどまっていること、⑤政治参加が制限されていること、などの特徴を持っていると理解する(S.171)。

その上で著者は、この規定では、オーストリア・ファシズムの中心的側面、とりわけ、「支配的な社会勢力の目標と要求は何か、支配システムはいかなる利益に奉仕するはずだったのかまた奉仕したのか、という重要な問題」が、不問に付されることになる(S.171)、と批判する。

こうした批判に立って、著者は、ある支配システムを全体として性格規定しようとするなら、これまで述べてきたすべての側面を考慮に入れなければならないと主張し、総合的評価として、1933年から1938年にかけての

オーストリアの支配体制は、「ファッション的支配というスペクトルの中に位置づけられる」(S.172)という結論を下す。それは、「独自性や差異はあったとしても、完全に、ドイツおよびイタリアにおける政治的展開と近似性、共通性を持っていた、つまり、ファシズムの一変種であった」(S.2)というのである。

「総合的評価」というのは、著者がどの要素を重視するかを決定する基準を詳細に展開しているわけではないので、一種のブラックボックスではある。しかし、独裁概念および権威主義体制概念に対する批判から、著者が、「〈支配的な社会勢力の目標と要求は何であったか〉〈支配システムはいかなる利益に奉仕したのか〉」という問題の解明を決定的な要素として重視していることが読み取れる。ここからは、マルクス主義の社会観が著者のファシズム論の隅石の一つになっていることをうかがい知ることができるだろう。

注

- (1) Das austrofaschistische Herrschaftssystem. Österreich 1933-1938, 2013.
- (2) ちなみに、Heimwehrは、「護国団」と翻訳されることが多いが、この訳語は不適切である。「郷土防衛」という言葉が活かされるべきである。「郷土防衛隊」あるいは「郷土防衛団」はありうる。